

役員報酬等に関する規程

本規程は、株式会社 FORESTWORKER 定款 第 2 1 条 の条項に追加し、または確認的に株主総会の議事運営について定めるものである。

第1条 取締役の報酬及び退職慰労金はそれぞれ株主総会の決議をもって定める。

第2条 当社は、毎事業年度ごとに開催する株主総会にて、当該事業年度（1年間）の取締役全員分の報酬を定める。

第3条 各取締役の個別の報酬については、以下の表を参考に各取締役間の協議にて定める。

代表取締役	月額60万円程度 但し、業績により異なる。
取締役	協議により定める

第4条 1 各取締役の報酬は、各取締役が指定する預金口座へ、振込んで支払う。

2 但し、1年間の報酬を12分割して毎月月末限り、前項のとおり支払う。

以上

附則 この規程は、令和3年1月1日から施行する。